

○仙台市社会教育委員会会議規則

昭和二八年四月一七日
仙台市教育委員会規則第四号

(目的)

第一条 仙台市社会教育委員の会議(以下「会議」という。)については、この規則の定めるところによる。

(平一五、一〇・改正)

(委員長及び副委員長)

第二条 会議に、委員長及び副委員長を置き、社会教育委員(以下「委員」という。)の互選により定める。

2 委員長及び副委員長の任期は二年とする。但し、再任を妨げない。

3 前項の任期は就任の日から起算する。

4 委員長又は副委員長に欠員を生じたときは補充することができる。補充した委員長又は副委員長の任期は前任者の残任期間とする。

(平一五、一〇・改正)

第三条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(平一五、一〇・改正)

(会議の種類)

第四条 会議は定例会及び臨時会とする。

2 定例会は年六回とし、臨時会は必要あるとき招集する。

(平一五、一〇・改正)

(議事及び議決)

第五条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(平一五、一〇・改正)

(会議と教育委員会の事務局との関係)

第六条 委員長は、議案その他に関し必要あるときは、教育委員会の事務局(以下「教育局」という。)の職員の出席を求めることができる。

(昭三三、二・平一五、一〇・改正)

第七条 教育局の職員は、会議に出席して、意見を述べることができる。

(昭三三、二・平一五、一〇・改正)

(部会)

第八条 会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員の互選により定める。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員(以下「部会員」という。)

の互選により定める。

- 4 第三条第一項の規定は、部会について準用する。この場合において、第三条第一項中「委員長」とあるのは「部会長」と、「会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(平一五、一〇・全改)

(庶務)

- 第九条 会議の庶務は、教育局生涯学習部生涯学習課において処理する。

(平一五、一〇・追加)

(細則)

- 第十条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別にこれを定める。

(平一五、一〇・旧第九条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和二十八年三月一日から適用する。

附 則(昭三三、二・改正)

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十二年十二月一日から適用する。

附 則(平一五、一〇・改正)

この規則は、平成十五年十一月一日から施行する。